**様式第２**（第４条第６項、第４条の２第２項、第10条第４項、第11条第５項第９号、第40条の９第３項第９号、第40条の10第３項第２号、第40条の18第１項第４号、第２項第６号及び第３項第10号関係）

［略］

［注　略］

**様式第２の２**（第４条第７項、第４条の２第３項、第７条第１項、第９条第１項及び第３項、第11条第５項、第54条の３第４項第11号、第54条の10第１項第２号イ(2)、第54条の12第３項第10号関係）

［略］

［注　略］

**様式第３**（第４条第７項第１号、第４条の２第３項第１号、第５条第１項及び第２項、第８条第１項及び第２項、第９条第１項第１号、第９条第５項、第６項、第９項及び第10項、第10条第２項、第11条第５項第２号、第12条第４項及び第５項、第60条の２第１号関係）

［略］

［注１～６　略］

**様式第４**（第４条第７項第２号、第４条の２第３項第２号、第９条第１項第２号、第10条第２項、第60条の２第２号関係）

| 電気通信役務の種類 | | 提供する役務 |
|---|---|---|
| １　加入電話 | | |
| ２　総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。） | | |
| ３　中継電話（国際電話であるものを除く。） | | |
| ４　国際電話等 | 国際電話 | |
| | 国際総合デジタル通信サービス | |
| ５　公衆電話 | | |
| ６　携帯電話 | 三・九一四世代移動通信システムを使用するもの | |
| | 第五世代移動通信システムを使用するもの | |
| | 三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外のもの | |
| ７　ＰＨＳ | | |
| ８　ＩＰ電話 | 当該ＩＰ電話の提供のために電気通信番号規則別表第１号又は第６号に掲げる電気通信番号を使用するもの | |
| | 当該ＩＰ電話の提供のために電気通信番号規則別表第１号又は第６号に掲げる電気通信番号を使用するもの以外のもの | |

**様式第２**（第４条第３項、第４条の２第２項、第10条第４項、第11条第５項第９号、第40条の９第３項第９号、第40条の10第３項第２号、第40条の18第１項第４号、第２項第６号及び第３項第10号関係）

［同左］

［注　同左］

**様式第２の２**（第４条第４項、第４条の２第３項、第７条第１項、第９条第１項及び第３項、第11条第５項関係）

［同左］

［注　同左］

**様式第３**（第４条第４項第１号、第４条の２第３項第１号、第５条第１項及び第２項、第８条第１項及び第２項、第９条第１項第１号、第９条第５項、第６項、第９項及び第10項、第10条第２項、第11条第５項第２号、第12条第４項及び第５項、第60条の２第１号関係）

［同左］

［注１～６　同左］

**様式第４**（第４条第４項第２号、第４条の２第３項第２号、第９条第１項第２号、第10条第２項、第60条の２第２号関係）

| 電気通信役務の種類 | | 提供する役務 |
|---|---|---|
| １　加入電話 | | |
| ２　総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。） | | |
| ３　中継電話（国際電話であるものを除く。） | | |
| ４　国際電話等 | 国際電話 | |
| | 国際総合デジタル通信サービス | |
| ５　公衆電話 | | |
| ６　携帯電話 | 三・九一四世代移動通信システムを使用するもの | |
| | 第五世代移動通信システムを使用するもの | |
| | 三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外のもの | |
| ７　ＰＨＳ | | |
| ８　ＩＰ電話 | 当該ＩＰ電話の提供のために電気通信番号規則別表第１号又は第６号に掲げる電気通信番号を使用するもの | |
| | 当該ＩＰ電話の提供のために電気通信番号規則別表第１号又は第６号に掲げる電気通信番号を使用するもの以外のもの | |